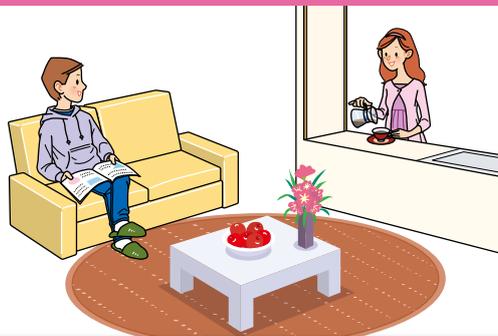


## リビングアシスト総合保険(総括契約)のご案内

リビングアシスト(リビングアシスト総合保険)は、賃貸住宅や社宅、寮などにお住まいの方専用の火災保険です。火災や風災、水災等の自然災害による損害や破損等の偶然な事故による損害など、家財のリスクを幅広く補償します。また、大家さんへの賠償責任や日常生活での賠償責任に対しても補償します。

この保険は、「再調達価額」(同等の新品の家財を購入するのに必要な金額)を基準に保険金をお支払いする「新価実損払」方式です。(保険金額が限度)

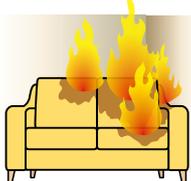
### リビングアシストが、 家財の補償から日常生活の補償まで、 あなたの暮らしをお守りします！



### 基本となる補償

家財の補償

① 火災、落雷、  
破裂・爆発



② 風災・雹災・雪災



③ 建物外部からの物体の  
落下・飛来・衝突・  
倒壊等



④ 給排水設備・他人の戸室で  
生じた事故による  
水濡れ



⑤ 騒擾・集団行動・  
労働争議に伴う  
暴力・破壊行為



⑥ 盗難による盗取・  
損傷・汚損



⑦ 水災



⑧ 不測かつ  
突発的な事故  
(破損・汚損)  
(自己負担額あり)



⑨ 持ち出し家財  
補償  
(⑧の事故の場合は自己  
負担額あり)



※お申込み方法によって、ご選択いただける補償が異なる場合があります。

費用の補償

臨時費用



地震火災費用  
(地震保険ではありません)



特別費用  
(全損時の場合のみ)



残存物  
取片づけ費用



緊急時  
仮住い費用



損害防止費用



失火見舞費用



錠前交換費用



修理費用



賠償責任の補償

#### 示談交渉サービス

日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

#### 〈大家さんへの賠償責任〉

借家人賠償  
責任補償特約



#### 〈日常生活での賠償責任〉

個人賠償責任  
補償特約



# 保険金のお支払条件・お支払方法

保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
損害保険金	① 火災、落雷、破裂・爆発	損害額(修理費)(保険金額が限度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害</li> <li>◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難による損害</li> <li>◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害</li> <li>◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>◆核燃料物質に起因する事故による損害</li> <li>◆保険の対象の欠陥</li> <li>◆保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害</li> <li>◆ねずみ食い、虫食い等</li> <li>◆保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> </ul>	
	② 風災・雹災・雪災			
	③ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等			
	④ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ			
	⑤ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為			
	⑥ 盗難による盗取・損傷・汚損	ア. 保険の対象(明記物件を除きます)について生じた盗取・損傷・汚損		損害額(修理費)(1事故について、1個または1組ごとに100万円が限度)
		イ. 明記物件について生じた盗取・損傷・汚損		
		ウ. 保険の対象を収容する建物内における現金等、預貯金証書の盗難		
	⑦ 水災	台風、暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ、落石等により再調達価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合		損害額(修理費)(保険金額が限度)
⑧ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損)	損害額(修理費)－免責金額(自己負担額)(1事故について、50万円が限度)			
⑨ 持ち出し家財の補償	保険の対象を収容する建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内において上記①から⑧(ただし、⑥はア.イ.の場合のみ)の事故により損害を被った場合	<⑧の事故の場合> 損害額(修理費)－免責金額(自己負担額)(1事故について、50万円が限度) <上記以外の事故の場合> 損害額(修理費)(1事故について、100万円限度)		
臨時費用保険金	上記①から⑦(⑥ウを除く)の事故で保険金が支払われる場合	損害保険金×30%(100万円限度)		
残存物取片付け費用保険金	上記①から⑤、⑦の事故で保険金が支払われる場合	実費(損害保険金×10%限度)		
失火見舞費用保険金	保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって第三者の所有物の滅失、損傷または汚損し見舞費用が発生した場合	20万円×被災世帯数(保険金額の20%限度)		
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象を収容する建物が半焼以上となった場合、または保険の対象が全焼となった場合	保険金額×5%(1事故1敷地内について、300万円限度)		
緊急時仮住い費用保険金	保険の対象を収容する建物が損害を受け、保険の対象である家財が上記①から⑤、⑦、⑧の事故により再調達価額の30%以上の損害を被り、代替として臨時に使用する居住用施設・宿泊施設の賃貸料または宿泊料を負担した場合および居住用施設・宿泊施設にペットを同伴できないため、ペット取扱業者の利用料を負担した場合	実費(1事故1敷地内について、100万円限度)		
錠前交換費用保険金	保険の対象を収容する建物の出入り口のドアの鍵が盗取され、ドアロック(錠前)の交換費用を支出した場合	実費(1事故1敷地内について、10万円限度)		
特別費用保険金	上記①から⑧(⑥ウを除く)の事故により保険金が支払われる場合で、保険契約が終了する場合	損害保険金×20%(1事故1敷地内について、300万円限度)		
損害防止費用	上記①の事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合	実費		
修理費用保険金	偶然な事故により、住宅建物が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(貸主に対する法律上の損害賠償責任および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理費用を除きます。)	実費(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度)		

⑧ 不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。

- ◆差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ◆保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害
- ◆保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ◆詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ◆風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任補償特約	被保険者が日本国内または国外において、次のような事故により、他人にケガ等をさせてしまったり、他人の物を壊してしまったとき、または電車等を運行不能にさせてしまった結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●本人の居住の用に供される保険契約証等記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償金の額(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
借家人賠償責任補償特約	偶然な事故により被保険者の借用する住宅が破損し、被保険者が借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償金の額(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。

## 楽天損害保険株式会社

●お問い合わせ先

### 有限会社アート企畫社

東京都中央区日本橋蛸殻町2-10-10 Parkビル2F

TEL 03-6661-6572

https://www.rakuten-sonpo.co.jp/  
TEL 0120-115-603

〔平日午前9時～午後5時、年末年始は除きます。〕  
携帯電話からも利用いただけます。  
一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。〕